

○工学院大学編入学規程

(平成 19 年 4 月 1 日)

改正

(目的)

第 1 条 この規程は、工学院大学学則第 23 条に基づき、編入学に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第 2 条 本大学に編入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければいけない。

- (1) 4 年制大学を卒業した者、または卒業見込みの者
- (2) 4 年生大学に 2 年以上在学し、かつ 62 単位以上修得した者、または修得見込みの者
- (3) 4 年生大学に 2 年以上在学し、かつ 40 単位以上 62 単位未満修得した者、または修得見込みの者
- (4) 短期大学を卒業した者、または卒業見込みの者
- (5) 高等専門学校を卒業した者、または卒業見込みの者

(編入学年次)

第 3 条 編入学できる年次は、次のとおりとする。

- (1) 前条 1 号に該当する者は 3 年次または 2 年次
- (2) 前条 2 号に該当する者は 3 年次または 2 年次
- (3) 前条 3 号に該当する者は 2 年次
- (4) 前条 4 号に該当する者は 3 年次または 2 年次
- (5) 前条 5 号に該当する者は 3 年次または 2 年次
- (6) 削除

(編入学の時期)

第 4 条 編入学の時期は、年度始めとする。

(出願手続き)

第 5 条 編入学を志願する者は、指定の期日までに所定の出願書類に選考料を添えて願出なければならない。

(選考方法)

第 6 条 編入学を志願する者には、書類審査ならびに筆記試験・面接等により選考を行う。

(在学期限)

第 7 条 編入学者の最長在学年限は、2 年次編入者は 6 年、3 年次編入者は 4 年とする。

(単位認定)

第8条 編入学者が本学入学前に在籍した学校で修得した単位の本学における認定については別に定める。

(適用学則等)

第9条 編入学を許可された者には、編入学年次の学則およびその他の規程を適用する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 工学部第2部の学生募集停止に伴う改正。
- 3 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。